

社会福祉法人田老和心会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人田老和心会の役員等（理事、監事、評議員及びその他の委員）の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、別表のとおりとする。

第3条 報酬は、役員等が理事会、監査、評議員会、その他の業務執行のために出席したときこれを支給する。理事長については月額報酬とし、職員の給与支給日に支給する。

2 施設長及び一般の職員が理事を兼ねる場合は、その兼ねる理事として受けるべき報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、会議その他の業務執行及び公務のため出張したときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表下段のとおりとする。ただし、団体研修旅行宿泊料の場合は実費とする。

3 施設長及び一般の職員が理事を兼ねる場合は、その兼ねる理事として受けるべき費用弁償は支給しない。

附 則

この規程は、平成9年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別紙(第4条関係)

単位円

	日 当		宿 泊 料 (1日につき)	
	県 外	県 内	県外	県内
理事 監事	5,000	4,000	11,000	9,000
評議員	5,000	4,000	11,000	9,000
その他の 委員	5,000	4,000	11,000	9,000

別紙(第2条関係)

(単位 : 円)

区分		年額	月額	日額
理事	理事長		250,000	
	その他の理事			8,000
監事				8,000
評議員				8,000
その他の委員				6,000

理事長の月額報酬は、1日4時間勤務とし、週5日の出勤日に理事長手当3万円を加算し算定した額とする。